

介護保険給付の種類

保険給付には法定給付として介護給付と予防給付があります。

	介護給付	予防給付
対象者	要介護者	要支援者
給付内容	在宅サービス	在宅サービス
	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭を訪問して受けるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護(ホームヘルプサービス) ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ○施設に行って利用するサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護(デイサービス) ・ 通所リハビリテーション(デイケア) ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 特定施設入居者生活介護 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具の貸与 ・ 福祉用具購入費用及び住宅改修費用の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭を訪問して受けるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護 ・ 介護予防訪問入浴介護 ・ 介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・ 介護予防居宅療養管理指導 ○施設に行って利用するサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防通所介護 ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 介護予防短期入所生活 ・ 介護予防短期入所療養介護 ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防福祉用具の貸与 ・ 介護予防福祉用具購入費用及び住宅改修費用の補助
	地域密着型サービス	地域密着型サービス
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
	施設サービス	施設サービス(要支援者は利用不可)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉施設サービス ・ 介護保健施設サービス ・ 介護療養施設サービス 		